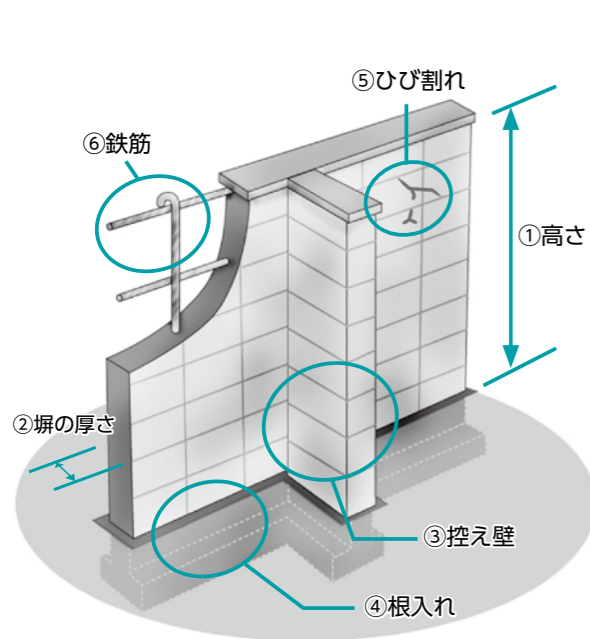


ブロック塀の安全点検を行いましょう！！

地震が起きたときの被害を未然に防ぐために、所有する塀の安全点検をお願いします。
道路に面したブロック塀が倒壊すると、通行人などに危害を与えるだけでなく、消火・救助・避難活動の妨げにつながります。危険性が確認された場合は付近を通る人への注意表示をし、改善をお願いします。

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 【専門家に相談しましょう】
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会2013.1より一部改

問合せ＝建設水道課 開発環境係
☎76-5134

- 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合
- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か。
 - 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか。
 - 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
 - 【専門家に相談しましょう】
 - 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か

町長コラム 131

遺跡の森館空調等を改修します

コミュニティセンターは昭和62年、保健センターは昭和63年、遺跡の森館は平成5年の竣工です。特に、遺跡の森館の空調設備や和式トイレでは住民の皆さまに大変ご迷惑をおかけしておりました。補助事業を見つけていたところ、この度、国の既存建築物省エネ化推進事業の補助が採択され、3施設の空調設備改修、トイレの洋式化と一部断熱、LED化を行います。工事期間中は一部休館となります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

この事業は、10年間のリース方式で工事費用を支払うため、町としては分割して支払うことができます。また、国の補助金が入るため、改修費を安く抑えることができます。

町には、今後耐用年数を迎える建物や橋、管路、道路などが目白押しです。人口減少に合わせ、身の丈に合った維持更新を進めないと、とてもその費用を賄えません。出来るものは統廃合を進め、民間の活力も利用し、将来負担を軽減する努力をしています。特に、下水道設備は統廃合を進める予定です。十条・沼上の集落排水処理場は、流域下水道に接続して廃止します。残りの処理場も統合できるものは統合する計画です。

3小学校は、数年内に改築・大規模改修・統合の結論を出さなければなりません。作った物はいつか更新時期を迎えます。次の時代のお荷物にならないよう、将来を見越した判断をしなければと考えています。

建物を新築したり、取り壊したら届出を！！

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。そのため、次のように使用状況が変更になった場合には、届け出をお願いします。

家屋を新築または増築した場合

令和2年1月1日までに家屋を新築・増築した場合は、令和2年度から課税対象となります。

現在、職員が固定資産評価額算定のため調査を行っていますので、家屋が未調査の場合はご連絡をお願いします。

家屋の全部または一部を取り壊した場合

令和2年1月1日までに家屋を取り壊した場合には、令和2年度から課税対象外となりますので、「建物滅失届」の提出をお願いします。

なお、電子申請も受け付けていますので、美里町ホームページをご確認ください。

また、取り壊した家屋が登記されている場合は、法務局へ「建物滅失登記」の申請をしてください。



家屋の用途、土地の使用状況を変更した場合

家屋、土地の使用状況によって課税額が変わる場合があります。使用状況を変更した場合、届け出をお願いします。

このほか、今年、固定資産の所有者が亡くなり、令和元年中に相続登記が完了しない場合は、「相続人代表者指定届出書」を必ず提出してください。

※各種届出の様式は、総務課 税務係窓口または美里町ホームページからダウンロードできます。その他、ご不明な点があれば、お問い合わせください。

問合せ＝総務課 税務係 ☎76-5131

マチイロ

マチを好きになるアプリ

広報みさと配信中

行政情報アプリ「i 広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル！
美里町のお知らせをアプリを通じてスマートフォンやタブレットにお届けします。

App Store からダウンロード
 Google Play で手に入れよう

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。
※広告が表示されますが、美里町とは何ら関係ありません。